

鳥取県告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）、鳥取市役所河原町総合支所（鳥取市河原町渡一木277）及び八頭町役場（八頭郡八頭町郡家493）において公衆の縦覧に供する。ただし、八頭町役場においては3・6・1号高福西御門線のみ公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、袋河原及び布袋

(2) 八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、稲常、袋河原及び布袋

(3) 八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福、山手、郷原、三谷並びに八頭町破岩、船岡、下濃、上野及び西御門